慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 二六八〕「見せ手形」の抗弁
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.8 (1986. 8) ,p.90- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860828-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二六八〕「見せ手形」の抗弁

（東京高裁昭和五四年一二月二四日民事五部判決、破棄自判（確定）昭五一（ネ）一二八七号約束手形金請求控訴事件　判例時報九五五号一一三頁）

〔判示事項〕

詐取された「見せ手形」が流通に置かれた場合には、詐欺による取消の抗弁をもって悪意の第三取得者に対抗できる。

〔参照条文〕

民法九六条、手形法一七条

〔事　実〕

被控訴人（原告）Xは塗装業を営むかたわら金融業を営んでいたが、訴外Aは、自己振出の手形をXに差し入れるほか、その保証として第三者振出の手形を、Xの金融業の手助けや仲介をしていた訴外Bを通じて、Xに裏書譲渡するという方法により、右Xから合計約八〇〇万円の貸付を受けていた。Aが第三者に手形を振り出させる方法としては、Xの指示を受けたBからの教唆にもとづいて、A用の手形用紙等を用い、「見せ手形」で他に廻すことはない者の虚言を弄して振出人を誤信させたうえで手形を振り出させるという手段が用いられ、その方法によってAは、控訴人（被告）Yを含むAの知人等から約三〇枚以上にわたる手形の振出を受けた。Xが裏書譲渡を受けた第三者振出の手形は、Xにおいてこれを高利貸の訴外C方で割り引いて、所要の手数料を控除後その割引金がBを通じてAに融資金として交付されていた。本件手形も右と同様の手段により、Yがかねて顔見知りのAから、Aが食糧品を納入している給食センターに信用を得るために見せる「見せ手形」に用いるのでA用の手形用紙に記名押印して欲しい、当該手形用紙はA用のものであるからYが記名押印しても他には廻せない旨虚偽の申入を受け、これを信じたYがA持参の手形用紙の振出人欄に記名押印し、その他の部分はすべて白地のままでこれをAに交付したものであり、その後X宅においてXとA、Bらが相談のうえ、勝手にX方のチェックライターを使用して額面二〇〇万円と記載するほか、支払期日を遡って記載するなど要件を補充して、A、Bの各裏書がなされたものである。

XのYに対する手形金請求が原審（東京地裁八王子支部判昭和五一・一一・二六、判旨不明）では認められたので、Yにおいて、(1)本件手形は振出の意思を欠き無効である、(2)本件手形の振出行為は錯誤により無効である、(3)かりに本件手形の振出が有効であるとしても、それは詐欺によるものであり、YはXの代理人としてY方を訪れたBに対し取消の意思を通告しており、Xは右事情につき悪意で取得したものであるから、Yは右取消をもってXに対抗できると主張して、控訴した。

〔判　旨〕

原判決取消、Xの請求棄却。

「Yは『見せ手形』として使用する旨の虚言につられて手形用紙に記名押印したものであるが、『見せ手形』は流通が予定されていない手形であるとはいえ無資力者が当該手形により対外的に資力があることを仮装することを利用するために振り出されるものであるから、Yが『見せ手形』と知って手形用紙に記名押印しこれをBに交付している以上、手形振出の意思があったことは明らかであるし、また、それが『見せ手形』の趣旨に反し第三者に譲渡され流通されることとなったからといって直ちに手形振出行為自体に錯誤があるとはいえないから、いずれにしても、本件手形の振出が無効であるとするYの主張は採用するに由ない。」

「（本件）認定事実によれば、本件手形の振出は、Aの詐欺によりなされたものであることは明らかであ（り）、（中略）YのBに対してなした本件手形の決済等の拒絶の意思表示は振出行為の取消の意思表示として有効なものと解すべきである。

しかして、手形行為の詐欺による取消は、民法九六条一項、三項により、当事者のほか悪意の第三取得者に対してその取消を対抗することができるものであるところ、本件手形のYからの詐欺は、（中略）Aからの手形割引による融資の申込に対し、Xからの指示によりBがAを教唆してなさしめたものであるから、Xにおいては本件手形の振出がAの詐欺によるものであることにつき悪意であったと認めるのが相当である。」

〔評　釈〕

結論的賛成。

本件は、いわゆる「見せ手形」に関して、その振出行為における意思表示の効力が問題となったものであり、本判決は、詐欺による取消を認め、これに民法九六条を適用してその効力を判断している。

手形行為の意思表示の瑕疵・欠缺については、学説上は、周知のように、民法の規定を表示主義的に修正して適用する説、直接当事者間にのみその適用を認めこれを人的抗弁事由と解する説、手形たることを認識して署名した以上民法の規定の適用は排除されるものとする説等の諸説がある。一方判例は、従来から意思表示の瑕疵・欠缺を人的抗弁事由と表現して来ているが、その内容を見ると、むしろ修正適用説と解すべきものが多かった。ところが、昭和五四年九月六日の最高裁判決（民集三

三巻五号六三〇頁）は、「手形の裏書は、裏書人が手形であることを認識してその裏書人欄に署名又は記名捺印した以上、裏書としては有効に成立するのであって、裏書人は、錯誤その他の事情によって手形債務負担の具体的な意思がなかった場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免れることはできないが、右手形債務負担の意思がないことを知って手形を取得した悪意の取得者に対する関係においては、裏書人は人的抗弁として償還義務の履行を拒むことができるものと解するのが相当」と判示しており、ここでは、行為者が手形たることを認識して署名をすれば民法の適用は排除され、ただ、悪意の取得者に対する関係で人的抗弁（おそらくは一般悪意の抗弁）が認められるにすぎないものとされている。これに対して、本判決は、手形行為における意思表示の瑕疵・欠缺についても民法の適用があるものとする立場に立った上で、錯誤・詐欺の事実の有無およびそれにともなう本件振出行為の効力を判断している。特に、詐欺による手形行為における第三者の保護が、手形法一七条の人的抗弁の制限によるのではなくて、民法九六条三項によるものであることを明言しているところに、本判決の特徴がある。

評者としては、手形行為の意思表示の瑕疵・欠缺についても民法の適用を認めるべきものであるとする点では、本判決の右基本的態度に賛成である。すなわち、手形行為もまた意思自治の原理を基礎とする法律行為であり、その効果が署名者の意思を根拠として発生するものである以上、署名者の意思表示に瑕疵・欠缺がある場合には、手形法に特別の規定のないかぎり、民法の規定の適用によってその効果が決せられるべきは当然であると考えられるからである。民法は、意思表示の瑕疵・欠缺について、その態様に応じて当事者間におけるキメの細かい利益衡量を行なっており（民法の規定が直接の当事者間の関係のみを規定しているとする人的抗弁説の論者の主張は、民法に表示主義的規定がある以上、まったくの誤解であるというべきであろう）、手形行為についても、そのような法的利益衡量の差異は生かされるべきである。ただ、後述のように、手形行為の無因性・文言性から、意思表示の瑕疵に関して、その事実を手形行為の構造の中でどのようにとらえるべきかという点に特別な考察を要するというだけである。以上のような観点から本判決を検討してみよう。

まず、本判決は、Yの意思の欠缺および錯誤の主張を排斥しているが、この点については賛成である。いわゆる「見せ手形」は、それが有効な手形であることによって信用仮装の機能を発揮するものであるから、受取人からの要請に応じて「見せ手形」を振り出すということは、手形振出の意思を有するものというほかなく、また、これを流通に置かないということは、当事者間の手形外の特約にすぎないからである。「見せ手形」の振出においても意思表示の要素に錯誤がある場合はありうるが、それは、例えば金額一〇〇万円の「見せ手形」を振り出す意思で、誤って金額欄を一〇〇〇万円と誤記するような場合で

あって、「見せ手形」を振り出す意思で「見せ手形」を振り出すことが要素の錯誤にあたるはずはない。

なお、Yの主張には、本件手形用紙はA用に銀行から交付されたものであり、これにYが記名捺印しても他には廻せないというAの虚言を信じて本件手形を振り出した旨が述べられており、この点は、ほんらい流通に置かれえない手形と誤信した点に要素の錯誤があるという趣旨の主張とも解しうるが、それは法の不知の一種であって、要素の錯誤にあたるものでないことはいうまでもない。

これに対して、本判決はYの本件手形振出が「詐欺によりなされたものであることは明らかである」としているが、この点については疑問がある。

一般に、虚言を弄して手形を振り出させることを「パクリ詐欺」とよんでいるが、これは有効な手形という財物を騙取することをいうものであり、いわば刑法上の詐欺概念に相当するものであって、手形行為の意思表示についての詐欺とは次元を異にする。意思表示についての詐欺は、故意の欺罔行為によって動機の錯誤を生ぜしめ、それによって意思表示をさせることをいう。したがって、詐欺による手形振出といわんがためには、振出署名者に動機の錯誤が生じなければならない。

いわゆる「見せ手形」の振出の動機は、依頼者に資力を仮装させることにあるが、本件において、Yにこの点についての錯誤があったものといえるであろうか。本判決では、Aがはじめから流通に置く意思であるにもかかわらず、これを「見せ手形」として流通に置かない旨欺罔した点に詐欺の成立を認めているようであるが、はたして、Yが流通力のない手形であると誤信して「見せ手形」を振り出したことは、動機の錯誤によるものといえるであろうか。

先にも述べたように、いわゆる「見せ手形」は、当事者間の手形外の特約として流通に置かない旨が合意されているものであり、手形それ自体としては通常の手形と何ら差異のないものである。「見せ手形」が流通に置かれるということは、当事者が手形外の特約に違反しているにすぎない。したがって、これは純粋に人的抗弁事由にとどまるべきものではないか。そして、本件においては、XがY・A間の右事情について悪意であることが認定されているのであるから、民法九六条によってではなくて、手形法一七条但書によって同一の結論に到達しえたものと解される。

「見せ手形」のリーディング・ケースである最高裁昭和二五年二月一〇日判決（民集四巻二号二三頁）は、「手形の振出行為は成立したものというべきであって、たとえその振出について手形を詐取された事実があっても、そのような事由は悪意の手形取得者に対する人的抗弁事由となるに止まり、善意の手形取得者に対しては署名者は手形上の義務を免かれることができない」ものと判示する。一部には、これを詐欺による手形振出であるとの抗弁につき民法九六条を適用したものとしてとらえる

見解もあるが（大隅＝河本・注釈二〇三頁）、むしろ手形法一七条を適用したものと解すべきであろう。

手形の振出について、これを流通に置かない旨を特約した場合は、それが手形振出の意思表示自体の瑕疵にあたるかは大いに疑問である。前述のように、評者は手形行為における意思表示の瑕疵・欠缺についても、民法の規定の適用によってその効力が判断されるべきものと考えているが、例えば指図禁止手形を振り出す意思であるにもかかわらずその表示方法を誤ってしまったような場合とは異なって、ほんらい流通性を有する手形を相手方の虚言を信じて振り出したような場合には、その事実は、手形行為の構造上、手形外の関係すなわち人的抗弁事由にとどまるものと解すべきではなかろうかと考える。

一般に、意思の欠缺の場合とは異なって、手形行為における意思表示の瑕疵の場合には、事は動機に関するものであり、それは、手形行為の構造・性質からすれば、手形外の事実にとどまるのが通例であろう。したがって、その場合には民法九六条の適用によってその行為の効力が定まるのではなくて、手形行為自体は有効であり、ただ、動機に相当する事実が人的抗弁事由を構成するにすぎない。

なお、本件「見せ手形」の振出時点では署名以外の要件が欠けているが、Yに「見せ手形」を振り出す意思がある以上、権利外観理論をまつまでもなく、Yに白地補充権授与の意思があるものと解すべきであり、これを不完全無効な手形と解することはできない。判例では、本件とほぼ同種の事案につき、署名者が「見せ手形」として使用するとの約束で交付したのだから補充権を欠く無効な手形であると抗弁したのに対して、あたかも通常の白地手形の外観を有するに至った書面を交付したのであるから、これが補充されて転々流通するに至ることは当然予想しうべきところであり、手形法一〇条の法意に照らし、署名者は、善意で重過失のない取得者に対しては責任を負うべきものとする（最判昭和四一年一二月一日金判四二号一一頁）。当事者の意思からして、妥当な判示である。

倉沢　康一郎